平成28年9月30日 告示第254号

(趣旨)

第1条 この告示は、甲斐市建設工事執行規則(平成16年甲斐市規則第110号。以下「規則」 という。)第38条第7項の規定に基づく建設工事における中間前金払に関する事務取扱に ついて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

- 第2条 中間前金払制度の対象となる工事は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)附則第3条第1項に規定する土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)であって、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定により登録を受けた保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負金額が1,000万円以上の工事で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 年度内完成工事に係るもの
 - (2) 繰越明許費に指定された経費によるもの又は翌年度にわたって債務を負担することとしたものであって、市長が認めるもの

(中間前金払の要件)

- 第3条 前条の規定により中間前金払制度の対象となる工事(以下「対象工事」という。) の受注者が中間前払金の支払を受ける場合には、次に掲げる事項の全てを満たしている こととする。
 - (1) 工期の2分の1を経過していること。
 - (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
 - (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前金払の割合)

第4条 請負代金の額の10分の2以内とする。ただし、前払金と中間前払金との合計額が請 負代金の額の10分の6を超えてはならないものとする。

(債務負担行為等に係る特例)

第5条 第2条に規定する対象工事について、債務負担行為及び継続費(以下「債務負担行 為等」という。)に係る契約にあっては、同条の規定にかかわらず、いずれかの会計年 度の出来高予定額が1,000万円以上の工事を対象とするものであることとする。この場合 において、第3条第1号及び第2号中「工期の2分の1」とあるのは、「当該会計年度の工事 実施期間の2分の1」と、同条第3号中「請負代金の額の2分の1」とあるのは、「当該会計 年度の出来高予定額の2分の1」と読み替え、各会計年度に適用するものとし、中間前払 金の支払を受けている会計年度においては、部分払(当該会計年度末における部分払を 除く。)は行わないものとする。

(部分払との併用)

- 第6条 対象工事の受注者は、中間前金払と部分払を併用することができる。ただし、部 分払の支払を受けた後に中間前金払を請求することはできない。
- 2 前項の規定による併用は、対象工事が債務負担行為等に係る契約の場合については、 会計年度ごとに行うことができる。ただし、同一会計年度において、部分払の支払を受 けた後に中間前金払を請求することはできない。
- 3 第1項の規定による併用は、対象工事を繰り越したことにより工期が複数年度に渡る場合については、当該工期を同一会計年度として扱い、第1項の規定を適用するものとする。 (中間前金払の申請等)
- 第7条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、中間前金払の認定請求書(様式第1号)に規則第18条に規定する工程表及び工事履行報告書(様式第2号)を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の認定請求書が提出された場合には、第3条各号の要件を満たしているか 否かを7日以内に調査し、その結果が妥当と認められるときは、当該結果を認定調書(様 式第3号)により、受注者に通知するものとする。
- 3 前項の認定を受けた受注者が、中間前払金の支払を受けようとするときは、規則第38 条第9項の規定による請求書に、中間前金払に関する保証書を添えて市長に提出するもの

とする。

4 市長は、前項の請求書の提出を受けた日から14日以内に中間前払金の支払を行うものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年10月31日以前の入札公告又は指名通知により中間前金払を選択した契約案件 について、受注者から部分払との併用の申し出があったときは、変更契約を行えば併用を 適用しても差し支えないものとする。ただし、既に部分払の支払いを受けた案件及び債務 負担行為等に係る契約で、当該会計年度において既に部分払の支払いを受けた案件につい ては適用しないものとする。